

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問	回答
1	○		3	6	5		事業契約等	「事業契約の本契約締結前に、本事業の入札手続に関し、落札者のいずれかにおいて次の各号のいずれかに該当する場合は、」とありますが、本事業の入札手続に関しとは、他の事業にて各号のいずれかに該当する場合は含まれず、本事業の入札手続に関してのみ各号のいずれかに該当する場合に限定されるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	○		4	6	6		事業契約等	念のための確認ですが、当該違約金の支払責任者は、優先交渉権者として決定されたグループの代表企業、構成員及び協力企業であって事業予定者(SPC)は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	当該違約金の支払い責任は、落札者(入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業)にあります。
3	○		4	6	6		事業契約等	入札参加資格の喪失により事業契約を締結することが出来なくなった場合には第6条6項に該当し違約金が課される理解ですが、入札参加資格を喪失した場合でも入札説明書(8頁)に従い代替企業の補充若しくは入札参加資格を喪失した者を除く優先交渉権者のみでも資格・能力等の面で支障がないと貴市の承諾を得て事業契約締結した場合には、当該違約金は課されないという理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	○		4	6	6		事業契約等	第6条5項により請求させる違約金は、帰責性を有する事業者に対して請求され、帰責性のない事業者が連帯して負担することはないという理解でよろしいでしょうか	本市は、入札参加グループの責めに帰すべき事由により事業予定者と事業契約を締結することができない場合において、落札者に対し違約金を請求します。なお、各企業の違約金の負担額については、企業間で帰責事由等に応じて分担する等、適切に負担してください。
5	○		4	6	6		事業契約等	違約金として、「設計及び建設工事等業務のサービスの対価」のうち、「施設費」における調査・設計費、工事監理費及び建設工事費に相当する金額並びに当該金額に係る消費税及び地方消費税相当額の合計額の10分の1に相当する金額とございますが、これは「様式K-1初期投資費見積書の1、2及び3の合計金額並びに当該額に係る消費税等相当額の合計額の10分の1以上」と同義として試算する理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、事業契約書及び様式K-1に合わせるよう、当該文章に「食器・食缶・配膳器具類等の調達費」、「什器・備品等の調達費」を追記します。
6	○		5	12			談合等の不正行為に係る損害の賠償	念のための確認ですが、当該違約金の支払責任者は、優先交渉権者として決定されたグループの代表企業、構成員及び協力企業であって事業予定者(SPC)は含まれないとの理解で宜しいでしょうか。	当該違約金の支払い責任は、落札者(入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業)にあります。

基本協定書(案)に関する質問への回答

No	本編	別紙 番号	頁	条	1	(1)	項目等	質問	回答
7	○		5	12			談合等の不正行為に係る損害の賠償	本条文は事業契約締結後に第6条5項各号のいずれかが生じた場合の違約金規定と理解しておりますが、本条文は事業契約書案第66条でも規定されておりますので削除頂けないでしょうか。	第6条及び第12条は、事業契約締結前における違約金について定めたものであり、事業契約書約款第66条は事業契約締結後における違約金について定めたものであるため、重複しないことから原案の通りとします。
8	○		5	12			談合等の不正行為に係る損害の賠償	事業契約書案第66条2項の違約金と重複して請求されることはない理解で宜しいでしょうか。	No.7参照。
9	○		5	12	1		談合等の不正行為に係る損害の賠償	「入札説明書等に示す事業期間に関わらず、本事業の入札手続きに関し、第6条第5項各号のいずれかの事由が生じたときは、」とありますが、本事業の入札手続きに関しとは、他の事業にて第6条第5項各号のいずれかの事由が生じたときは含まれず、本事業の入札手続きに関してのみ第6条第5項各号のいずれかの事由が生じたときに限定されるという理解でよろしいでしょうか。	No.1参照。